

議案第 20 号

太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例について

太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等に伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求め
る。

太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 239 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を削る。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。